



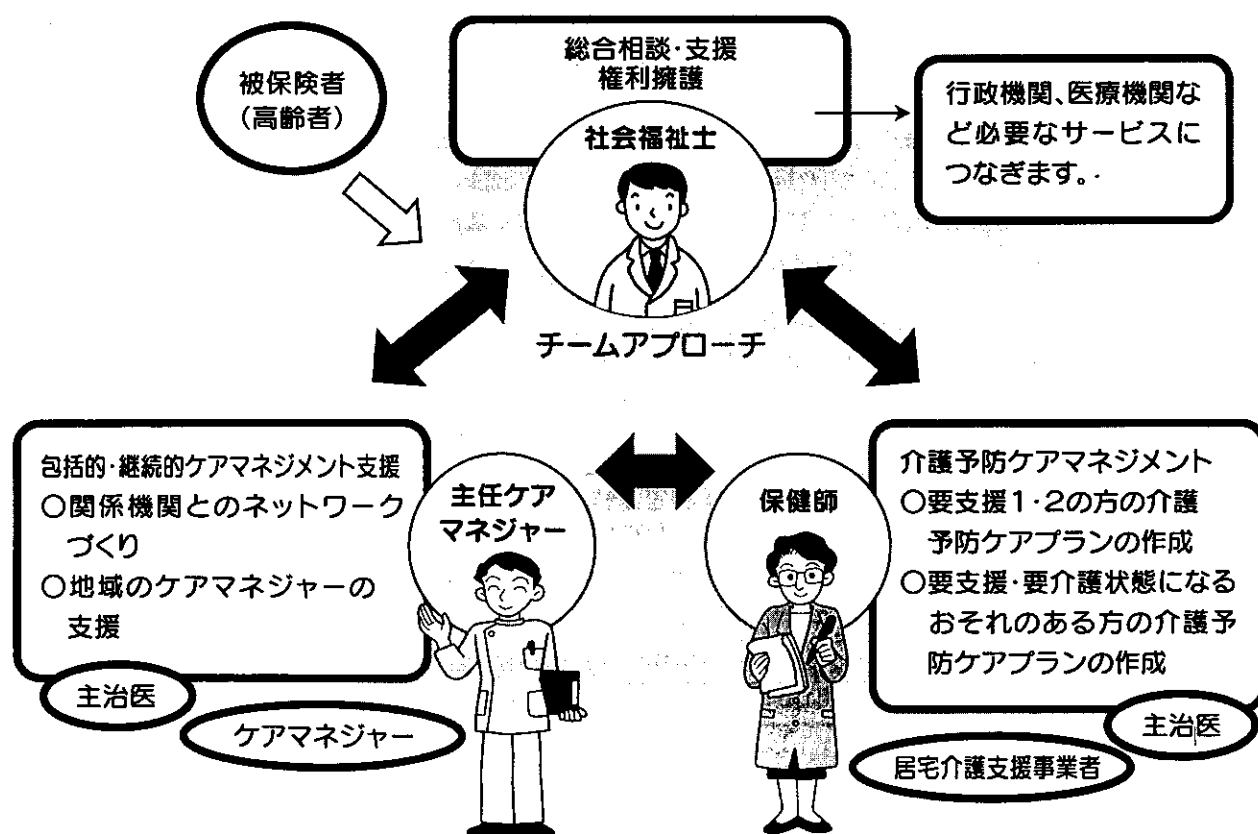
はい、 高齢者支援センター ささえりあ です!

高齢者支援センターささえりあは、高齢者の皆さまに、できる限り住みなれた地域で安心して生活していただけるように、さまざまな支援を行います。どうぞ、ご利用ください。

高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供するため、地域の中核機関として、熊本市内に27の高齢者支援センターささえりあを設置しています。

高齢者支援センターささえりあでは、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等の専門スタッフを配置し、

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談・支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行っています。



※「高齢者支援センターささえりあ」は、熊本市の地域包括支援センターの通称です。

◎要介護認定で要支援1・2と認定された方

高齢者支援センターささえりあでは、要支援1及び要支援2の方の介護予防ケアプランをその方の希望や状態に応じて作成します。介護予防ケアプランに基づき、必要な介護予防サービスが利用できます。

(高齢者支援センターささえりあは、介護予防ケアプランの作成等を居宅介護支援事業者に委託することがあります。)

介護予防サービス

○介護予防サービスは、利用者本人ができることはできる限り本人が行うことを基本として、適切なサービス利用により、状態の維持・改善を目指すサービスです。

○介護予防通所介護(デイサービス)、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防訪問介護(ホームヘルプ)、介護予防福祉用具貸与などのサービスがあります。

利用限度額

介護保険では、利用できる上限額が決まっています。

要支援1・2の方が利用できる上限額は、次のとおりです。(月額)

	利用上限額	利用者負担額
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円

◎今は介護を必要としないが、このままでは介護が必要となるおそれのある方

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するために、介護保険制度の中に新しく介護予防事業が創設されました。介護予防事業の対象者は、65歳以上の要支援・要介護状態になるおそれのある方で、基本チェックリストによって選定します。

「基本チェックリスト」について

平成23年度から、熊本市の通所型介護予防事業は「わくわくシニアクラブ」として新たにスタートしました。わくわくシニアクラブの対象者は、健康への取り組みを継続し、活動的な生活を送るイメージから「健活(けんかつ)シニア」と名づけられました。

年を重ねて心身の機能が低下するのは、「仕方がないこと」とあきらめがちですが、いきいきとした活動的な生活を続けることが「介護予防」につながります。65歳以上の要支援・要介護のおそれのある方が「健活シニア」です。健活シニアは「基本チェックリスト」で選定されていますので、まずは「基本チェックリスト」に答えてみましょう!



高齢者支援センターささえりあでは、介護予防事業の対象者に対して、本人の同意を得て、要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業の達成目標やアセスメントを作成します。対象者はそれらに基づいて、介護予防事業に取り組んでいただきます。

●通所型介護予防事業

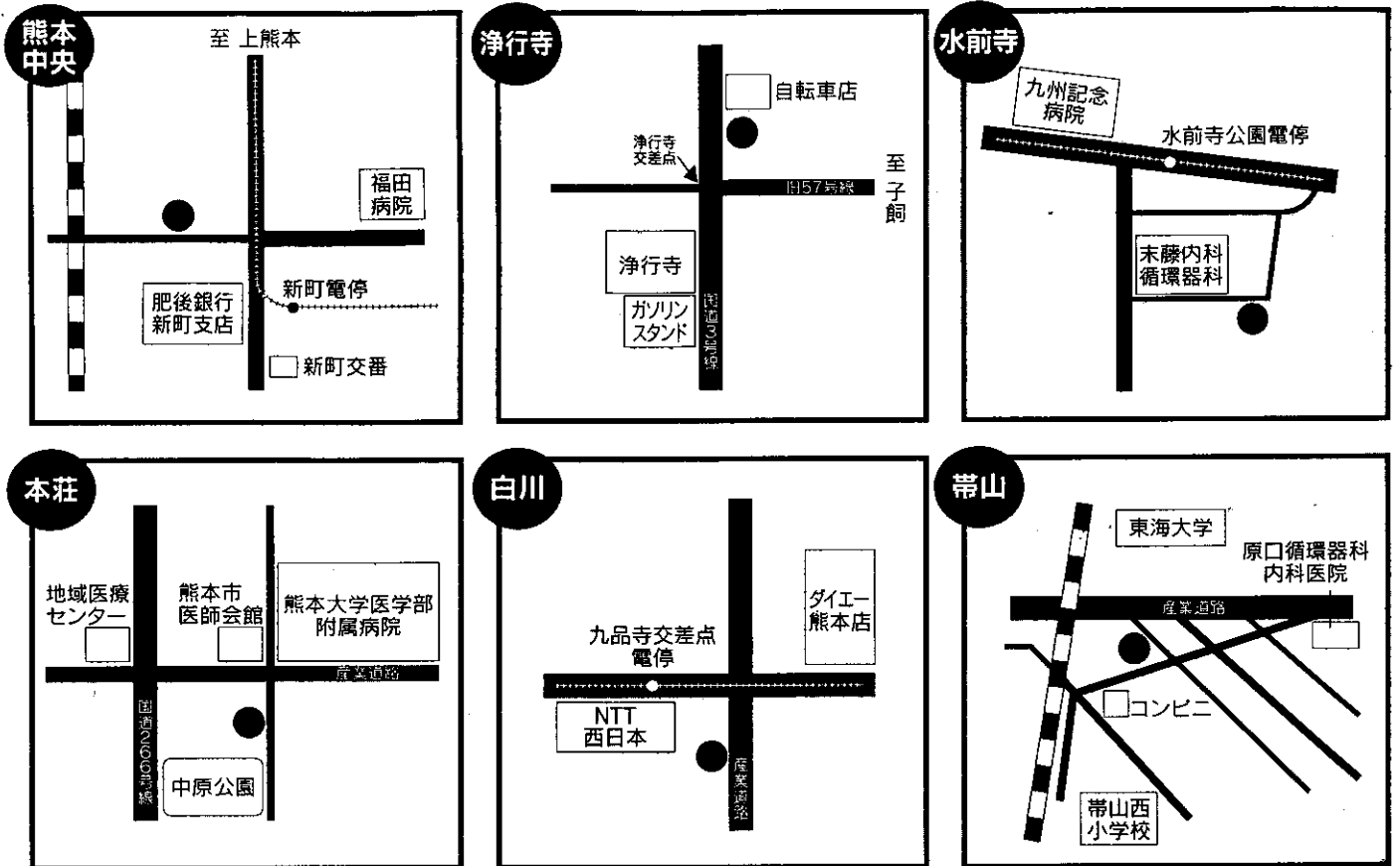
運動器の機能向上	理学療法士などの指導で、筋力向上トレーニングやストレッチ、有酸素運動、簡単な器具を用いた運動などを行います。
栄養改善	管理栄養士などが栄養改善のための食べ方や食事作り、食材の購入方法などを指導したり、情報を提供します。
口腔機能の向上	歯科衛生士などが、歯磨きや義歯の手入れ方法の指導や、呼吸法・そしゃく機能の訓練を行います。

●訪問型介護予防事業

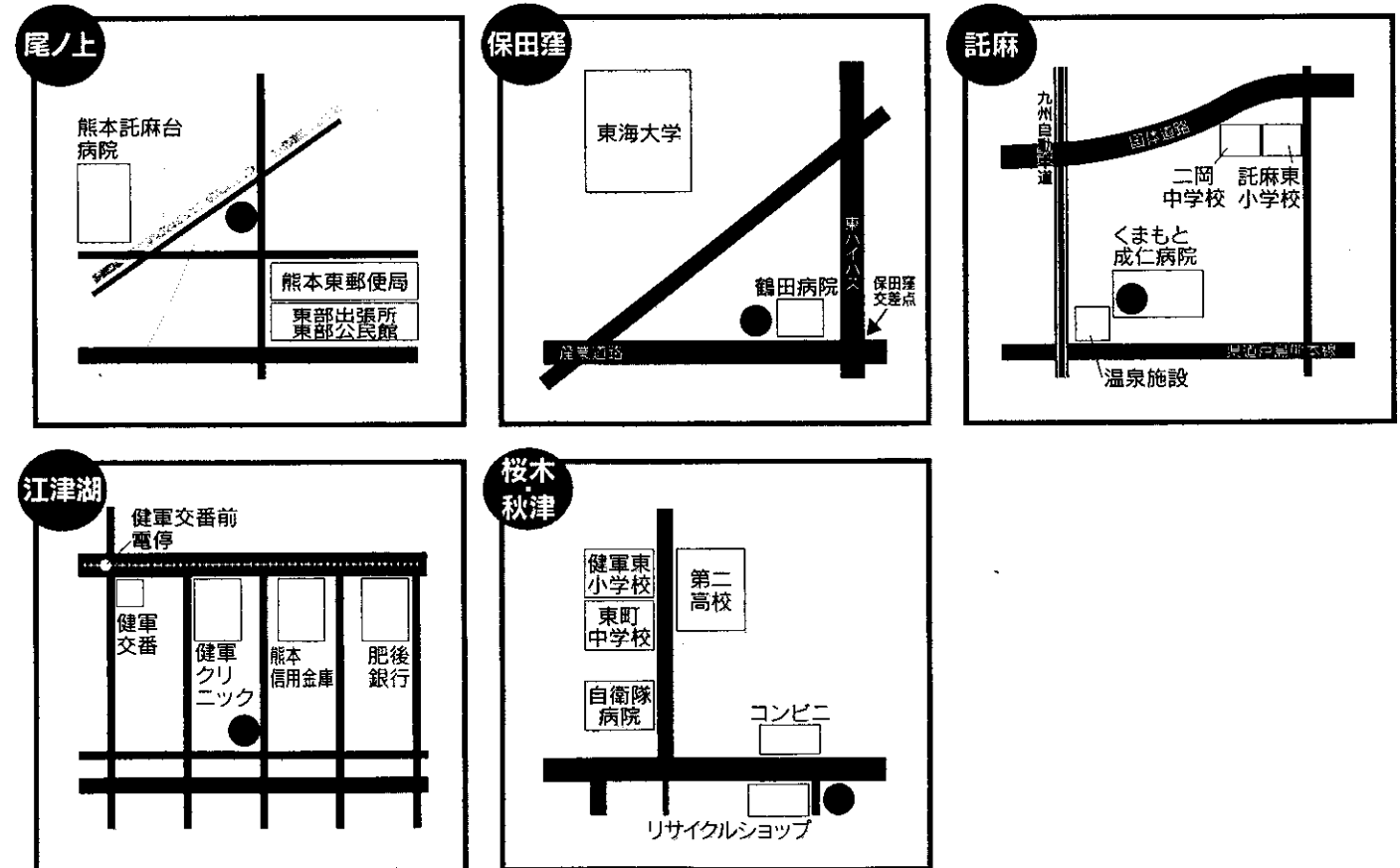
閉じこもりや認知症等により、通所が困難な方に対しては、保健師等がその方の居宅を訪問し、必要な相談・指導を行います。

高齢者支援センターささえりあの位置図

中央区役所管内の高齢者支援センター

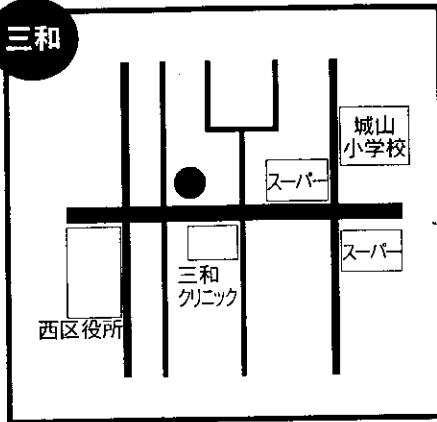


東区役所管内の高齢者支援センター

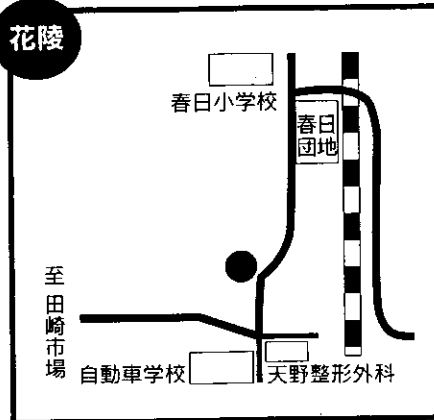


西区役所管内の高齢者支援センター

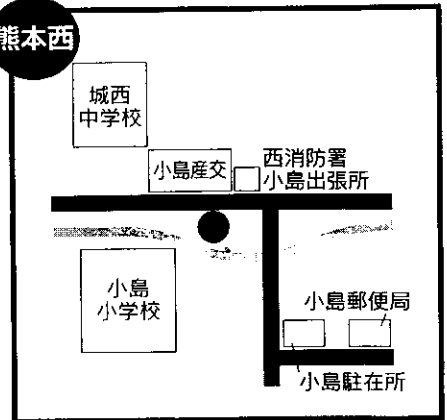
三和



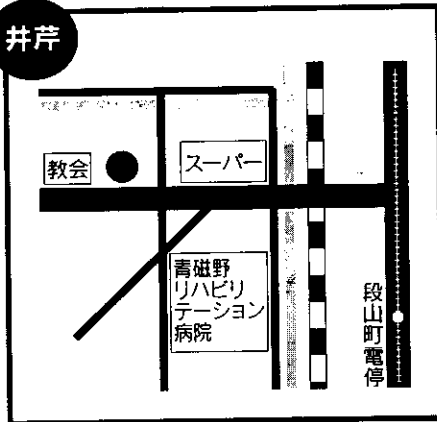
花陵



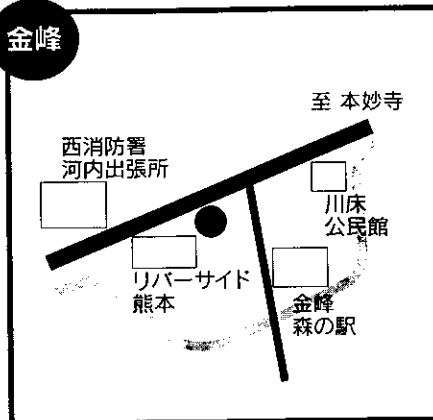
熊本西



井芹

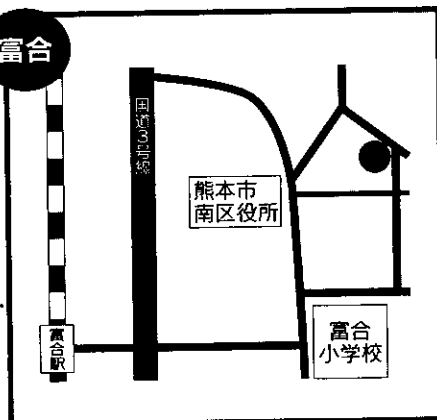


金峰

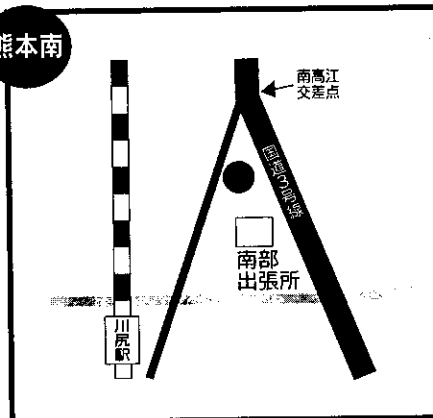


南区役所管内の高齢者支援センター

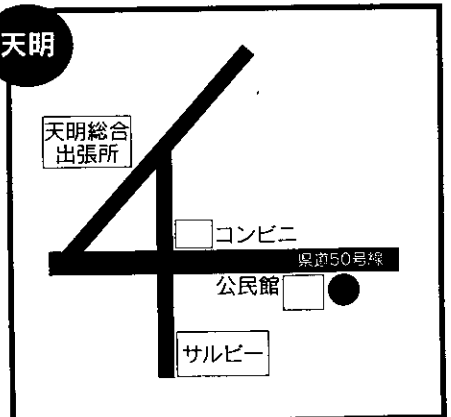
富合



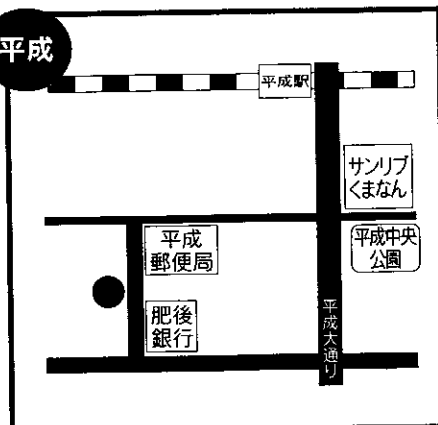
熊本南



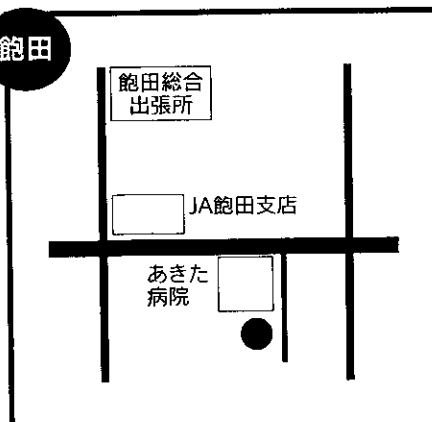
天明



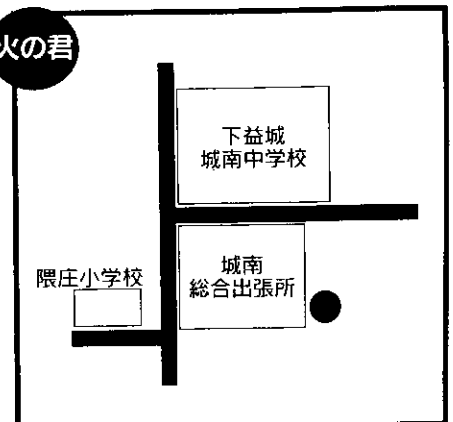
平成



鮑田

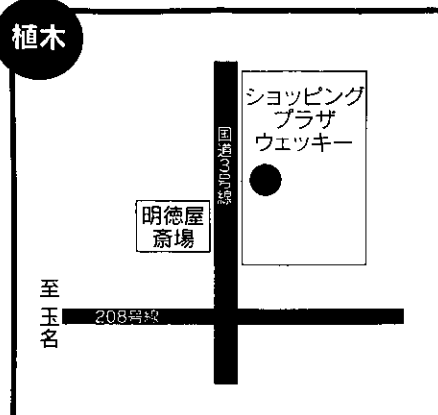


火の君

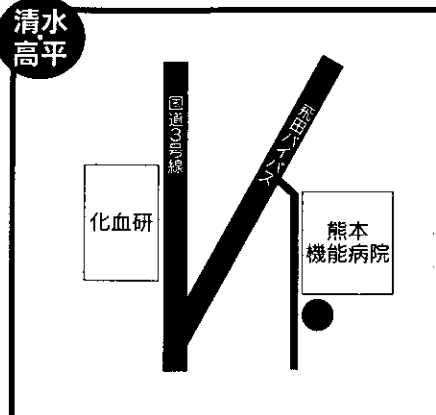


北区役所管内の高齢者支援センター

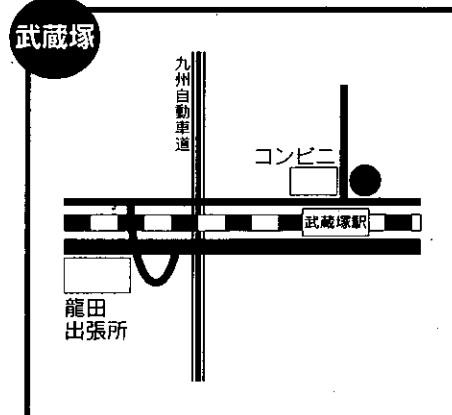
植木



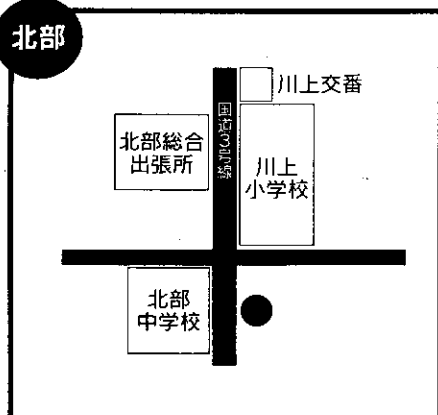
清水 高平



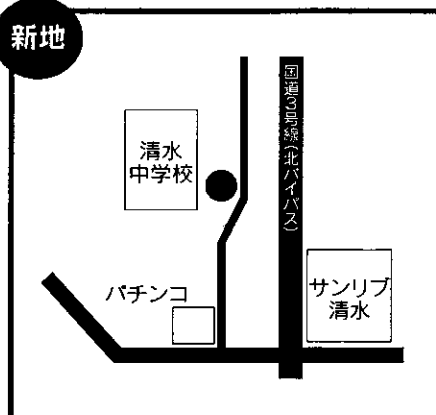
武蔵塚



北部



新地

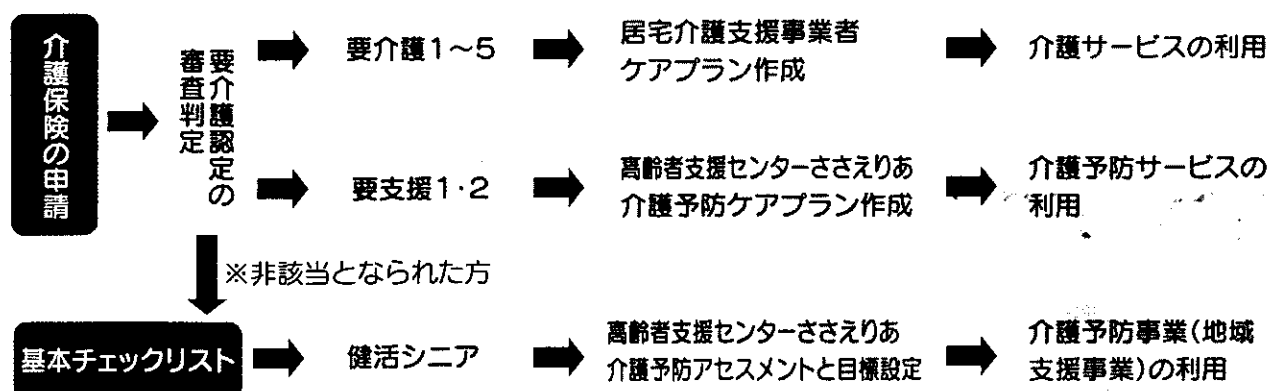


熊本市高齢者支援センターささえりあ 一覧

対 象 校 区	高齢者支援センターささえりあ 名称	住 所	電話番号
壱川、城東、 慶徳、一新、五福	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央	中央区新町4丁目1-26	319-0222
向山、本荘、春竹	熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘	中央区本荘4丁目1-3	221-3242
碩台、黒髪	熊本市高齢者支援センターささえりあ 浄行寺	中央区薬園町2-1	243-2233
白川、大江、白山	熊本市高齢者支援センターささえりあ 白川	中央区九品寺1丁目2-23 MCビル1階	211-6011
出水、出水南、砂取	熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺	中央区出水1丁目4-7	362-0065
託麻原、帯山、帯山西	熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山	中央区保田窪1丁目1-33第2 大田ビル1階	241-0230
尾ノ上、東町、健軍東、 山ノ内	熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上	東区尾ノ上1丁目12-8 ラフォーレ19番館101	331-6355
西原、託麻西、月出	熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪	東区保田窪本町10-114 グランフィナー保田窪1F	387-8201
託麻東、託麻北、 託麻南、長嶺	熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻	東区戸島2丁目3-15	380-7078
画図、健軍、泉ヶ丘	熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖	東区新生2丁目2-10	214-6888
秋津、若葉、桜木、 桜木東	熊本市高齢者支援センターささえりあ 桜木・秋津	東区東野1丁目5-1 ハタノビル1F	360-5550
高橋、池上、城山	熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和	西城区山下代4丁目10-16B号室	329-6743
城西、花園、池田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹	西区島崎2丁目11-13	311-5311
古町、春日、白坪	熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵	西区春日6丁目19-2 マール春日1F	247-6030
芳野、河内	熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰	西区河内町野出1948-1	277-2588
松尾東、松尾西、 松尾北、小島、中島	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西	西区小島8丁目9-13	329-2016
富合	熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合	南区富合町廻江599-4	358-5556
御幸、田迎、田迎南、 日吉、日吉東	熊本市高齢者支援センターささえりあ 平成	南区江越1丁目17-12	353-7277
力合、城南、川尻	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南	南区南高江6丁目8-26	358-7222
飽田東、飽田南、 飽田西	熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田	南区会富町1120	227-1695
中緑、銭塘、奥古閑、 川口	熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明	南区銭塘町396-1	223-2660
杉上、隈庄、豊田	熊本市高齢者支援センターささえりあ 火の君	南区城南町宮地1050	0964-28-1131
植木、山本、田原、菱形、 桜井、山東、吉松、田底	熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木	北区植木町舞尾620	272-6914
川上、西里、北部東	熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部	北区西梶尾町450-4 1F	275-6355
清水、高平台	熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平	北区山室6丁目7-15	343-0170
城北、麻生田、 楠、楡木	熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地	北区清水新地2丁目19-24	288-4800
龍田、武蔵、弓削	熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚	北区武蔵ヶ丘1丁目9-1 1階	339-8130

※地域包括支援センターごとに対象校区が決まっています。対象校区を確認のうえ、それぞれの地域包括支援センターをご利用ください。

※参考 介護サービス等の利用の流れ



2

総合相談・支援

高齢者のさまざまな相談を受け、適切なサービスや関係機関につなぎます。

◎地域に住む高齢者や家族の皆さまのさまざまな相談に対応します。

例えば、

- ・近所の一人暮らしの高齢者の方が、寝込んでおり、食事をもとにとっていないが、どうしたらよいのか？
- ・介護サービスを受けているが、サービス内容に不満がある。どうしたらいいのか？
- ・退院してからの在宅生活が不安であるが、どうしたらよいのか？

等々、ほかにもどこに相談したらいいのかわからない、そんなときは、まずは、高齢者支援センターささえりあにご相談ください。相談内容に応じて、適切なサービスや関係機関につなげるなどの支援を行います。

3

権利擁護

自ら権利を行使することができない高齢者や権利を侵害されている高齢者の支援に取り組みます。

◎高齢者の権利を守ります。

お金の管理や契約に関することで不安があるとき、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用できます。その他、訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターと連携して適切な情報提供を行います。

成年後見制度 ・ 判断能力が十分でない方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)は、社会生活において財産管理・保全、契約などのさまざまな法律行為を行うことが困難な場合があるため、本人に代わって法的に代理や同意、取消権限を後見人に与えて本人の保護・権利が守られるよう支援することを目的とするものです。

◎高齢者の虐待を防止します。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、地域包括支援センターでは、虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとります。

4

包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、地域や関係機関との連携を強化します。

地域の高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、主治医、ケアマネジャー、その他さまざまな関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。

また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう、さまざまな支援や指導を行っています。



熊本市では、在宅での自立した生活を支援するために、介護保険によるサービスのほか、次のようなサービスを提供しています。
※詳細は、高齢者支援センターささえりあまたは各区福祉課へおたずねください。

高齢者生活援助事業

緊急的な体調不良等のため、調理・掃除・買物等の家事を行うことが困難な方に対して、一時的に生活を援助するヘルパーを派遣します。

対象者 要介護認定には該当していない概ね65歳以上の方で、緊急的な体調不良等があり、日常生活の維持が困難である方等。

利用回数・利用料 原則週1回(1時間)・230円/時間(生活保護世帯は無料)

高齢者安心支援事業

一人暮らし等の高齢者の緊急時に、通報センターに連絡が行き、24時間体制で安全を図ります。

対象者 概ね65歳以上の一人暮らしの方およびそれに準ずる世帯のうち、虚弱で見守りが必要な方

利用料 設置費用5,547円(生活保護受給世帯及び市県民税非課税世帯は無料)

日常生活用具給付

日常生活用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)を支給します。

対象者 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で用具給付によって自立した在宅生活が送れる方。(生活保護受給世帯及び市県民税非課税世帯に限る)

利用料 無料

住宅改造費助成

高齢者及び障がい者の方が、住み慣れた家で安全かつ快適な生活ができるように、工事に必要な経費を助成します。

対象者 在宅の方で、利用世帯の生計中心者の前年所得税年額が一定の要件を満たす方。

- 1 介護保険の要介護認定で要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けた方。(65歳以上の方)
- 2 身体障害者手帳1級又は2級の方。(64歳以下の障がい者の方)
- 3 療育手帳A1又はA2の方。(64歳以下の障がい者の方)

一人暮らし高齢者訪問

一人暮らしの高齢者を定期的に訪問し、安否を確認します。

対象者 概ね65歳以上の一人暮らしで、定期的な状況確認等を必要とする方。

利用料 無料

高齢者介護用品支給

在宅で高齢者を介護している家族に対し、月額6,250円を上限として紙おむつ等を現物支給します。

対象者 在宅生活において紙おむつが必要な要介護4又は5の認定を受けた方を介護している家族で、市民税非課税世帯の方。

支給回数 年6回

高齢者支援センターささえりあに関する
お問い合わせ先

○高齢介護福祉課 TEL.096-328-2347

○各高齢者支援センターささえりあ

高齢者支援センターささえりあ一覧の連絡先をご覧ください。